海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第４条第７項及び第８項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更し、平成26年４月１日から適用する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

平成26年のすけとうだらの知事管理量を若干に変更した。

また、平成26年のするめいかの管理の対象となる期間の開始月を平成26年１月から平成26年４月に変更し、終了月を平成26年12月から平成27年３月に変更した。